公表

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 2 項の規定により実施した 行政監査の結果に対する措置状況の報告が岩倉市長からあったので、同条第 12 項の規定に基づきその内容を別紙のとおり公表する。

平成 29 年 12 月 20 日

岩倉市監査委員 内 藤 充 岩倉市監査委員 堀 巖

○平成29年度行政監査の概要

1. 監査のテーマ 幼児2人同乗用自転車購入費補助金について

2. 監査対象課 子育て支援課

3. 監査の期間 平成29年9月20日から平成29年10月20日まで

4. 監査結果公表日 平成 29 年 10 月 24 日 5. 措置通知受理日 平成 29 年 12 月 18 日

○行政監査の結果に対する措置内容

講じた措置の内容 該当項目 8件の補助金請求については、指定店としての 指定店としての登録に不備がある事業者に対 要件を欠いた事業者に対する支出であり、補助 する補助金の支出であると指摘を受けた8件 分 269,500 円の補助金のうち、岩倉市幼児 2人 金交付要綱第8条の規定の趣旨を準用し、当該 事業者に対して、交付した補助金の全部若しく 同乗用自転車購入費補助金交付要綱第8条の は一部の返還などの対応について検討された 規定の趣旨を準用し、同要綱第3条第3号に規 定する補助要件を欠く自転車を販売した事実 V10 が認められる 2件分 70,000 円について、当該 事業者に対して交付した補助金の返還の通知 を行った。

(注) 講じた措置の内容は、平成 29 年 11 月 20 日付けの 1 回目の報告以降、平成 29 年 12 月 18 日までに対応されたものである。